

SHINWA NEWS

所得税・住民税の定額減税について

令和6年5月
(No.6)

令和6年の税制改正に伴い、令和6年分所得税・住民税について定額による特別控除(定額減税)が始まり、給与所得者(いわゆる甲欄適用者)については、6月1日以後最初に支払を受ける給与等より実施されます。

[1] 所得税の定額減税

(1) 定額減税の対象者

令和6年所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である人が対象となります。

(2) 定額減税額

納税者本人及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき(いずれも日本国の居住者に限り)30,000円控除されます。

ただし、合計額が本人の令和6年の所得税額を超える場合は、その所得税額が限度となります。

(3) 定額減税の実施方法

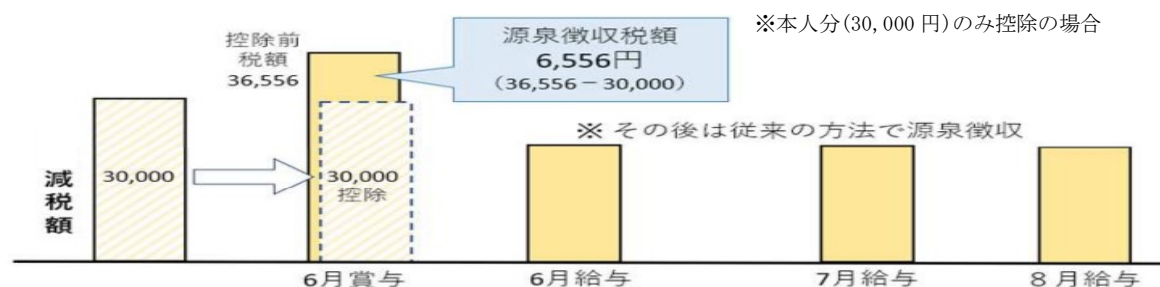
① 給与所得者(甲欄適用者)の実施方法

扶養控除申告書を提出している給与所得者(甲欄適用者)については、その給与の支払者のもとで、6月1日以後最初に支払を受ける給与・賞与から減税額が控除されます。

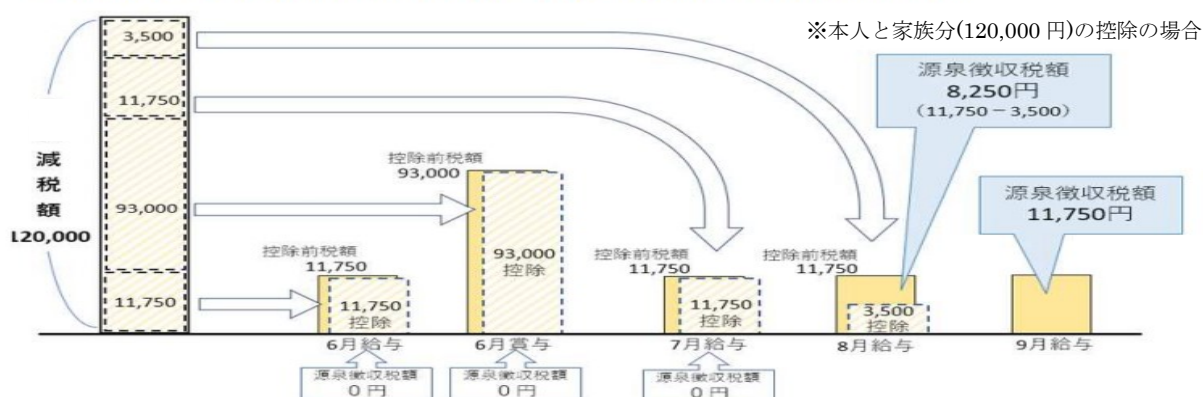
なお、控除しきれない金額については、以後令和6年中に支払われる給与等から順次控除されます。

参照：国税庁【令和6年所得税の定額減税 Q&A】

≪ 6月最初に支払う賞与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ≫



≪ 6月最初に支払う給与の控除前税額から月次減税額を控除しきれない事例 ≫



※令和6年6月1日において在籍する者のみが対象となり、6月2日以降入社される者や扶養控除申告書の内容に異動があった者などは、通常年末調整により精算されます。

②給与所得者以外の実施方法

(イ) 公的年金等に係るもの

公的年金等の支払者のもとで減税額の控除が行われますが、最終的な定額減税の精算は確定申告で行われます。

(ロ) 事業所得や不動産所得に係るもの

第1期分予定納税額(7月)から本人分(30,000円)を控除します。

また、納税者からの手続きにより、第1期又は第2期予定納税額について、同一生計配偶者等に係る定額減税額の控除を受けることができます。

なお、予定納税が無い者については確定申告で精算されます。

[2] 住民税の定額減税

(1) 定額減税の対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者が対象となります。

(2) 定額減税額

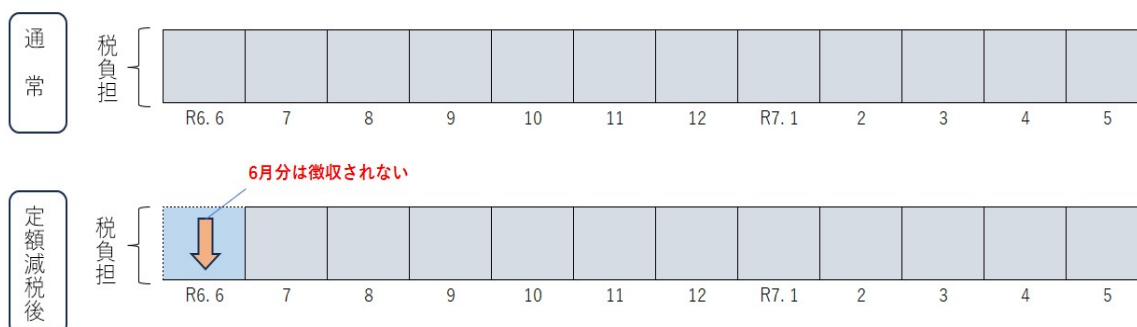
納税者本人及び同一生計配偶者又は扶養親族1人につき(いずれも日本国の居住者に限り)10,000円控除されます。

ただし、合計額が住民税の所得割額を超える場合には、この金額を限度とし、控除しきれない金額は別途給付金として支給されます。

(3) 定額減税額の実施方法

①給与から差し引かれる者(給与からの特別徴収)

令和6年6月分は徴収せず、定額減税を控除したあとの住民税額が、令和6年7月から令和7年5月までの11回に分けて、給与から差し引かれます。



②個人で納める者(普通徴収)

第1期納付額から定額減税を控除されます。控除しきれない金額は第2期以降の納付額から順次控除されます。

ご不明な点がございましたら、お気軽に弊事務所の担当者までご連絡くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。